

○墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成要綱

平成4年5月25日

3墨厚障第926号

改正 平成5年7月5日5墨厚障第102号

平成12年8月24日12墨福障第438号

平成13年3月30日12墨福障第1077号

平成14年7月30日14墨福障第406号

平成15年3月31日14墨福障第1279号

平成18年9月29日18墨福障第832号

平成23年4月1日22墨福障第1856号

平成24年1月30日24墨福障第1872号

墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第437号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用（以下「改善費」という。）を助成し、もって当該身体障害者の利便を図ることを目的とする。

（助成対象改善費の種目及び助成対象者）

第2条 助成の対象とする改善費の種目は、別表の種目欄に掲げるものとし、その助成対象者は、区内に居住する同表の対象者欄に掲げる身体障害者（児）とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に規定する者は、助成対象者から除くものとする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、別表に定める基準額から、助成対象者又はその扶養義務者（以下「助成対象者等」という。）の負担能力に応じて別に定める額（以下「自己負担

額」という。)を控除した額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより 区長に交付の申請をしなければならない。

(自己負担金の支払い)

第5条 助成対象者等は、自己負担額を、助成対象者等が委託する工事の施行業者に支払うものとする。

(設備の管理)

第6条 助成金の交付を受けた者及びその扶養義務者は、当該設備を助成の目的に反して使用してはならない。

2 区長は、前項に掲げる者が同項の規定に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付要綱(昭和61年12月8日61墨厚障第437号)の規定に基づき改善費の給付を受けて行った住宅設備の改善は、この要綱の規定に基づく助成を受けて行ったものとみなす。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別表

種目	対象者	基準額
中規模改修	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	966,000円

屋内移動設備	学齡児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	1,406,000円
階段昇降機	学齡児以上で、上肢1級、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上で、かつ、階段昇降が困難と認める者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者	

備考

- 1 本表の各種目の基準額は、最高限度額を示したものであること。
- 2 種目欄の「中規模改修」の対象となる住宅改修の範囲は、玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして、区長が認める用具の購入及び改修工事費とする。
- 3 設備改修費の給付に当たっては、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）別表中の「住宅設備小規模改修」を優先的に給付し、なお、足りない場合に「中規模改修」を適用するものとする。

○墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成実施要領

昭和61年12月8日

61墨厚障第437号

改正 昭和62年10月8日62墨厚障第398号

平成元年5月10日63墨厚障第970号

平成3年5月20日3墨厚障第132号

平成4年5月25日3墨厚障第926号

平成6年3月31日5墨厚障第1033号

平成11年3月25日10墨厚障第1019号

平成12年3月31日11墨厚障第1048号

平成14年7月30日14墨福障第406号

平成17年9月15日17墨福障第640号

平成18年9月29日18墨福障第832号

平成24年1月30日24墨福障第1872号

（趣旨）

第1条 この要領は、墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成要綱（平成4年3月31日3墨厚障第926号。以下「要綱」という。）に基づく住宅設備の改善費（以下「改善費」という。）の助成の事務の実施に必要な細目を定めるものとする。

（対象者から除外される者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、要綱第2条に定める助成対象者から除外するものとする。

- （1） 現に身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、救護施設又は老人ホーム等に入所中の者及び入院中の者。ただし、改善費の助成により退所（退院）が可能となる者又は短期間の入院中の者は、この限りでない。
- （2） 要綱別表の種目欄に掲げる設備工事を実施済の者。ただし、区長が必要と認める場合には再助成することができる。

(3) 重複障害者で、その障害部位が要綱別表の対象者欄に定める障害程度に該当しないもの

(4) 自己の所有でない家屋に居住する者で当該家屋の所有者又は管理者から、設備改善について承諾を得られないもの

(助成の申請)

第3条 改善費の助成を希望する者は、住宅設備改善費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書面を添付して区長に提出する。

(1) 工事計画書（様式第7号）

(2) 見積書

(3) 自己の所有家屋以外に居住する者については、家屋所有者又は管理者の承諾書及び家屋に係る賃貸契約書の写し

(改善費の助成)

第4条 区長は、当該申請者の経済状況、身体状況、家庭環境、住宅環境等を実地に調査し、重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成金申請者調書（様式第2号）を作成のうえ、改善費の助成を行うかどうか決定しなければならない。

2 区長は、18歳未満の者に対する改善費の助成の決定に際しては、必要に応じて児童相談所長の意見を聞かなければならない。

3 区長は、改善費の助成を行うことを決定したときは、重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成金交付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。また申請を却下することに決定したときは、却下決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

4 区長は、改善費の助成を決定したときは、助成対象者又は扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）に対して本制度の趣旨、助成の条件等を十分説明するとともに、助成後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期さなければならない。

5 改善費の助成は、1世帯当たり同一種目1件とする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 6 改善費の助成は、新築工事に併せて実施する改善については対象としない。ただし、屋内移動設備に係る改善については、新築工事と併せて実施する場合であっても、対象とする。
- 7 助成対象者等は、要綱第5条の規定により支払うこととされた額を施行業者に支払わなければならない。
- 8 助成対象者等は、改善費の助成を受けた場合には、工事完了後速やかに住宅設備改善工事完了届（様式第5号）を区長に提出するものとする。
- 9 区長は、前項の完了届の提出があつたときは、速やかに実地調査を行い、工事計画に基づく実施状況について、適否の判定を行い、次により必要な措置をとるものとする。
 - (1) 工事施工状況が適当と認められる場合には、設備の使用を承認する。
 - (2) 工事施工上に瑕疵がある場合には、業者に対し改善を命ずる。
 - (3) 申請者が工事計画を著しく変更して業者に指示したことが明らかに認められた場合には、改善費の助成決定を取り消すことができる。
- 10 区長は、浴場又は便所に係る改善費の助成を受ける者で、浴槽、湯沸器又は便器の設置を必要とするものに対し、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）（以下「日常生活用具給付等要綱」という。）により、当該用具の助成を受けるよう指導するものとする。

（費用の支払い）

第5条 助成対象者等が支払わなければならない費用については、次の各号によるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具費支給の例により算定した額
 - (2) 要綱別表で定める基準額を超えるものについてはその超過した額
- （助成金の請求）

第6条 助成金の請求は、委任状（様式第6号）により助成対象者等から委任を受けた施行業者が、重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成金請求書（様式第6号）

により行うものとする。

(改善設備の管理)

第7条 改善費の助成を受けた助成対象者等は、当該助成に係る設備を最善の注意をもって維持、管理しなければならない。

2 区長は、改善費の助成を受けた助成対象者等が前項の注意を怠つて設備を破損し、又は滅失した場合には再助成を留保することができる。

(助成台帳の整備)

第8条 区長は、改善費の助成の状況を明確にするため住宅設備改善費助成金交付台帳(様式第8号)を整備しておくものとする。

付 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

様式 省略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日)

(法律第百二十三号)

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第十八条～第四十三条の二（略）

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第二節 定義

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

平成八年政令第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～二十一 (略)

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十三～二十六 (略)

(平成六年四月六日)

(法律第三十号)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付 (以下「支援給付」という。) は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額 (その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。) がその者 (当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。) について生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額 (厚生労働省令で定める額を除く。) が当該特定配偶者 (当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。) について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき (婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。